

令和 4 年 度

# 八代市議会議会運営委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 1 |
| 1. その他 .....        | 3 |

---

令和 4 年 1 2 月 9 日 (金曜日)

## 議会運営委員会会議録

(午後2時01 開会)

令和4年12月9日 金曜日

午後2時01分開議

午後2時25分開議(実時間15分)

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第107号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
1. 陳情第5号・民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守ることについて
1. その他

### ○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君  
副委員長 増田一喜君  
委員 上村哲三君  
委員 大倉裕一君  
委員 田方芳信君  
委員 谷川登君  
委員 谷口徹君  
委員 古嶋津義君  
委員 山本幸廣君  
議長 成松由紀夫君

※欠席委員 金子昌平君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員(議)員外出席者

市長公室

人事課長補佐 元村純子君

### ○記録担当書記

島田義信君

森田亨君

○委員長(橋本幸一君) 定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、タブレット端末のレジュメのとおりであります。

### ◎議案第107号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) それでは、当委員会に付託となりました議案第107号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長補佐(元村純子君) 人事課の元村でございます。八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○人事課長補佐(元村純子君) 議案書は27ページをお願いいたします。また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第107号関係資料と併せて説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、議会議員の期末手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。期末手当の年間支給月数を現行の3.25月分から3.3月分へ0.05月分引き上げるものでございます。引上げは、令和4年度におきましては、今度の12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.625月から1.675月と、改正条例の第1条において規定し

ております。令和5年度以降におきましては、国に準じて、6月と12月が均等になるよう、支給月数を1.65月とし、改正条例の第2条にて規定しております。

今回の改定による影響額でございますが、議員お1人当たり2万4000円程度の増額となります。

最後に、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。まず、第1条に規定しております令和4年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用することとしております。また、第2条に規定しております令和5年度以降に支給する期末手当につきましては、令和5年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

**○委員長（橋本幸一君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（橋本幸一君）** ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（橋本幸一君）** なければ、これより採決いたします。

議案第107号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（橋本幸一君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

---

◎陳情第5号・民主主義・立憲主義の基盤であ

る思想・良心の自由、請願権等を守ることに  
ついて

**○委員長（橋本幸一君）** 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情案件です。

それでは、陳情第5号・民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守ることに  
ついてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

**○委員長（橋本幸一君）** 本陳情について、何か御意見はありませんか。どなたか。

**○委員（増田一喜君）** 宗教に関しては、信教の自由ちゅうことがありますし、本来こうするのは、我々は別段制約するとか、そういうのは法の下ではできないとなっておりますし。ただ、今、旧統一教会とか、その関連団体とかという、宗教関係の話で国のほうがですね、今、これをどうするかみたいな話をされてるから、我々はそれを、その結果を待たなければ、法律で定められたら法律に従うだけですので、今のところ、どうこう言う状況ではないのかなと思いますので、私は今回、これはもう審議未了と、結論は出せないと、出し切らないと思いますので、審議未了でいいのではないかなと考えます。

**○委員（山本幸廣君）** 今、事務局から今回の請願について、事務局からですね、その要旨含めて説明をお聞きいたしましたわけでありまして。内容等、100%理解するというのはなかなか、私個人としても難しい面がありますけれども、一部について理解を得るところもありますが、よろしければ委員長、小会をさせていただきませんか。

**○委員長（橋本幸一君）** 小会します。

（午後2時15分 小会）

---

(午後2時24分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

ほかに何かございませんか。

○委員(上村哲三君) いろいろ他市の資料も見せていただきまして、先ほどですね、増田副委員長が言われた文言のとおりですね、審議未了という形でですね、締めてよいかというふうに思います。

○委員長(橋本幸一君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第5号・民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守ることについては、閉会中継続審査の申出をしないこと、並びに、結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

---

◎その他

○委員長(橋本幸一君) 次に、その他について何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。これをもって議会運営委員会を散会いたします。

(午後2時25分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年12月9日

議会運営委員会

委員長